

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則【建築都市局指導部建築指導課】 3

◇ 告 示

- 指定地域密着型サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則の一部改正に伴い、マンションが火災に対する安全性に係る基準に適合していないと認められる場合等について、当該マンションの除却の必要性に係る認定申請書に添付する書類を定めることにしました。

この規則は、令和4年5月12日から施行することにしました。

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月12日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

北九州市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成27年北九州市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第49条第2項」を「第49条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第49条第2項第3号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図
- (3) 各階平面図
- (4) 求積図
- (5) 省令第49条第2項第2号の書類に係る調査を行った者が除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（令和3年国土交通省告示第1522号）第2から第5までに規定する資格を有する者であることを証する書類

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 270 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 5 月 12 日

北九州市長 北 橋 健 治

地域密着型通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
40905 00713	デイサービス よつ葉	北九州市小倉南 区朽網西五丁目 2 番 1 号	株式会社カミ バヤシ	令和 4 年 5 月 1 日